

障がい福祉係からのお知らせ

【問合せ】福祉課 障がい福祉係（三日月庁舎）
担当 嘉村 ☎73-8820

重度心身障がい者(児)等介護手当のお知らせ

重度心身障がい者(児)等在宅で介護されている介護者に手当を支給します。該当される方は申請の手続きをおこなってください。

◆対象者

今年の10月1日現在で市内に住所があり、在宅で過去1年間（平成21年10月1日～平成22年9月30日）に介護保険又は障害福祉サービスを受けなかった65歳未満の障がい者

(児)等を介護、又は養育している方。

※障がい者(児)等と同居し、生活を維持していることが必要です。

◆障がい者(児)等の条件

※以下のいずれかに該当する必要がある。

◎身体障害者手帳一級又は二級

◎療育手帳A判定

◎精神障害者保健福祉手帳一級

右記のいずれかを持ち、移

動・食事・排泄・入浴・着替え・身だしなみ・意思伝達の

7項目の中で全介助数が3個以上ある方

※後日訪問調査を行います。

◆手当額

月額5,000円

※基準日以前1年以内に亡くなった方も対象となります。

◆受付期間

10月1日(金)から
12月24日(金)まで

パーキング・パーミット制度のお知らせ

歩行が困難な障がい者の方などを対象に外出先（公共施設や商業・飲食施設など）での駐車スペースを確保するための制度があります。

◆対象

・身体に障がいがあり、歩行が困難な方

・高齢者で歩行が困難な方

・難病などにより歩行が困難な方

・一時的に歩行が困難になった方（妊産婦、けがをして

いる方など）

◆利用方法

利用証の交付を受ける必要があります。

◆申込み

・佐賀県地域福祉課
☎25-7053

・佐賀中部保健福祉事務所
☎30-3600

障がい者の高速道路及び有料道路通行料金割引のお知らせ

身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方は、高速道路や県内の有料道路の通行料金が割引になります。

※高速道路及び有料道路を利用される前に手続きが必要です。

◆手続きに必要なもの

・身体障害者手帳又は療育手帳
・車検証
・免許証

（身障手帳の第2種所持者）

・ETCカード
（ETC利用の場合）

・ETC車載器セットアップ
申込書等
（ETC利用の場合）

◆有効期限

・2年間
（2回目の誕生日まで有効）

※現在、割引証明を受けられている方は、有効期限の2ヶ月前から手続きが行えます。

対象	対象となる車	割引率
身体障がい者が自ら自動車を運転する場合 (身障手帳の第2種所持者)	身体障がい者またはこれと生計を一にする者が所有する自動車	5割
重度の障がい者（身障手帳の第1種または療育手帳A所持者）が乗車し、その移動のために介護者が自動車を運転する場合	重度障がい者、これと生計を一にする者またはこれらの者が所有していない場合は、当該重度障がい者を継続して日常的に介護している者が所有する自動車	